

住民交流活動助成費

1 目的

地域の発展と活性化を図っていくためには、交流人口の拡大が不可欠である。このためには、住民との協働のもとで施策を進めていくことや近隣市町の住民との相互理解を深めるとともに、広域的な連帯意識を育成することが重要であり、住民レベルでの広域的な交流や活動に対し、補助金の交付による支援を行う。

2 概要

① 市民交流事業

本市の町会等と交流都市等の住民とが、合同して自主的に行う交流活動
 例) スポーツ大会、地域の祭りへの参加、研修会、自然体験、特産物の販売等
 ※ 同一事業を実施する団体への補助金交付は、最初に交付した年度から3年とする

② 子ども交流事業

本市の子ども会等が交流都市の子ども会等と行う交流活動
 例) 学習会、体験会、交歓会、スポーツ大会、文化芸術に関する発表会等

| 名 称 | 交流都市等との市民交流事業 | 交流都市等との子ども交流事業 |
|----------|---|---------------------------------|
| 目 的 | 交流都市等の住民との相互の理解を深め、広域的な連帯意識を育成 | 交流都市等の子どもたち相互の理解と友情を深め、幅広い視野を育成 |
| 北陸3県 | 石川中央都市圏の構成市町 白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町 県境圏域交流の対象市町 (富山県)富山市、高岡市、南砺市、氷見市、砺波市、小矢部市、射水市 (福井県)大野市、勝山市 | |
| (北陸3県以外) | (長野市、岡崎市、豊田市、高崎市、高山市、松本市 板橋区、名古屋市中川区、富岡市、上越市、静岡市、那覇市) | |
| 交付率 | 1/2以内 | 2/3以内 |
| 限度額 | 20万円(北陸3県以外は40万円) | 20万円(北陸3県以外は40万円) |

※ 北陸3県以外は観光政策課で実施

3 実績

| 平成25年度補助金 | 平成26年度補助金 | H27年度補助金 |
|-----------|-----------|-----------|
| 1,808,000 | 1,564,000 | 1,292,000 |
| 15件 | 14件 | 11件 |

4 意見・効果

- ・ 近隣住民間の情報交換の場を設けることで、互いの親睦を深めた。
- ・ 各地域の魅力や特性を再確認し、交流人口の拡大が図られたことにより、一層の地域の活性化が見込まれる。
- ・ さまざまな体験活動を通して、地域で活躍できるリーダーとしての資質を磨く良い機会となった。
- ・ 交流事業を通して、各市民の子どもや親の親睦が深まっており、学校で辛いことがあっても、学校の枠、市の枠を飛び越えてたくさん子ども達と交流することができる。交流事業後も付き合いを持ち続ける市民も多い。

平成27年度交流団体一覧

単位：円

| | 交流 自治体 | 事業主体 | H27年度 補助金 |
|-----------------------------------|---|---------------------------------------|--------------|
| 市民 交流 | 1 高岡市 | 金沢市バレーボール交流友の会 | 95,000 |
| | | 高岡市民とのバレーボールを通じたスポーツ交流 | |
| | 2 南砺市 | 金沢北地区ソフトボール連盟 | 58,000 |
| | | 金沢北地区ソフトボール連盟と南砺市民によるソフトボールを通じたスポーツ交流 | |
| | 3 小矢部市 | 大野町獅子舞保存会 | 155,000 |
| 大野町獅子舞保存会が金沢市代表として小矢部獅子舞共演会に参加し交流 | | | |
| 4 小矢部市 | 三谷公民館 | 36,000 | |
| | 三谷地区と小矢部市北蟹谷両地区の住民が寺社巡りや施設体験を通して交流 | | |
| 5 南砺市 | 額振興会 額夏まつりに南砺市民を招待し、南砺市四ツ葉会の踊りを通じて相互交流 | 200,000 | |
| 子ども 交流 | 6 高岡市 | 金沢市バレーボール協会中体連部 | 146,000 |
| | | 高岡市の子ども達とのバレーボールを通じたスポーツ交流 | |
| | 7 南砺市 | 金沢市スポーツ少年団 | 69,000 |
| | | 金沢市と南砺市の子ども達によるミニバスケットボールを通じたスポーツ交流 | |
| | 8 勝山市 | 金沢市子ども会連合会 | 199,000 |
| | | 勝山市の子ども達と、様々な体験活動を通して交流 | |
| 9 白山市 | あしたのきみに実行委員会 | 67,000 | |
| | 金沢市民、白山市民、野々市市民親子による合唱、工作、懇親会を通じた交流 | | |
| 10 内灘町 | 大徳公民館 大徳地区と内灘町の千鳥台地区の子ども達による、世界の凧の祭典を通じた交流 | 90,000 | |
| 11 高岡市 | 金沢市ソフトテニス協会 | 177,000 | |
| | 高岡市の子ども達とのソフトテニスを通じたスポーツ交流 | | |
| 計 | | | 1,292,000 |

平成26年度交流団体一覧

単位:円

| | 交流 自治体 | 事業主体 | H26年度 補助金 |
|-----------|-------------------------------------|-------------------------------------|--------------|
| 市民 交流 | 1 | 高岡市 金沢市バレーボール交流友の会 | 95,000 |
| | | 高岡市民とのバレーボールを通じたスポーツ交流 | |
| | 2 | 小矢部市 東蚊爪町獅子舞保存会 | 112,000 |
| | | 金沢市代表の町会が小矢部獅子舞共演会に参加し交流 | |
| | 3 | 白山市 額振興会 | 200,000 |
| | | 額夏まつりに白山市民を招待し、白山市笠間地区の和太鼓を通じて相互交流 | |
| | 4 | 南砺市 額公民館 | 50,000 |
| | | 南砺市民とゲートボール大会を通じて健康増進と相互交流 | |
| 5 | 内灘町 崎浦公民館 | 82,000 | |
| | 崎浦地区と内灘町の千鳥台地区による、世界の凧の祭典を通じた交流 | | |
| 6 | 内灘町 湯涌公民館 | 37,000 | |
| | 山(金沢市湯涌公民館)と海(内灘町向栗崎公民館)の自然体験を通して交流 | | |
| 7 | 高岡市 コーラスふきのとう | 50,000 | |
| | 金沢市から高岡市公民館フェスタに参加し交流 | | |
| 8 | 高岡市 金沢市ソフトテニス協会 | 113,000 | |
| | 高岡市民とのソフトテニスを通じたスポーツ交流 | | |
| 子ども 交流 | 9 | 高岡市 金沢市バレーボール協会中体連部 | 149,000 |
| | | 高岡市の子ども達とのバレーボールを通じたスポーツ交流 | |
| | 10 | 南砺市 金沢市スポーツ少年団 | 28,000 |
| | | 金沢市と南砺市の子ども達によるミニバスケットボールを通じたスポーツ交流 | |
| | 11 | 勝山市 金沢市子ども会連合会 | 200,000 |
| | | 勝山市の子ども達と、様々な体験活動を通して交流 | |
| 12 | 津幡町 金沢ひかりライオンズクラブ | 191,000 | |
| | 金沢市と津幡町の子どもたちによるサッカーを通じた交流 | | |
| 13 | 白山市 あしたのきみに実行委員会 | 200,000 | |
| | 金沢市民、白山市民、野々市市民親子による合唱、工作、懇親会を通じた交流 | | |
| 14 | 内灘町 大徳公民館 | 57,000 | |
| | | | 計 1,564,000 |

平成25年度交流団体一覧

単位:円

| | 交流自治体 | 事業主体 | H25年度補助金 |
|--------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|-----------|
| 市民交流 | 1 | 南砺市 金沢北地区ソフトボール連盟 | 195,000 |
| | | 金沢北地区ソフトボール連盟と南砺市民によるソフトボールを通じたスポーツ交流 | |
| | 2 | 小矢部市 浅野町獅子舞保存会 | 107,000 |
| | | 小矢部市獅子舞共演会への出演を通じて交流 | |
| | 3 | 白山市 額振興会 | 200,000 |
| | | 額夏まつりに白山市民を招待し、白山市笠間地区の和太鼓を通じて相互交流 | |
| | 4 | 内灘町 崎浦公民館 | 62,000 |
| | | 崎浦地区と内灘町の千鳥台地区による、世界の凧の祭典を通じた交流 | |
| | 5 | 高岡市 小立野公民館 | 56,000 |
| 高岡市民と高岡万葉まつりを通じて交流 | | | |
| 6 | 内灘町 湯涌公民館 | 37,000 | |
| | 山(金沢市湯涌公民館)と海(内灘町向栗崎公民館)の自然体験を通して交流 | | |
| 7 | 高岡市 コーラス杜の里 | 50,000 | |
| | 金沢市から高岡市公民館フェスタに参加し交流 | | |
| 8 | 砺波市 金石の地域づくりを考える懇話会 | 200,000 | |
| | 「かないわ香箱ヌーヴォー2013」を開催し、庄川町と金石町が交流 | | |
| 9 | 高岡市 金沢市ソフトテニス協会 | 146,000 | |
| | 高岡市民とのソフトテニスを通じたスポーツ交流 | | |
| 子ども交流 | 10 | 高岡市 金沢市バレーボール協会中体連部 | 95,000 |
| | | 高岡市の子ども達とのバレーボールを通じたスポーツ交流 | |
| | 11 | 南砺市 金沢市スポーツ少年団 | 68,000 |
| | | 金沢市と南砺市の子ども達によるサッカーを通じた交流 | |
| | 12 | 勝山市 金沢市子ども会連合会 | 150,000 |
| | | 勝山市の子ども達と、様々な体験活動を通して交流 | |
| 13 | 津幡町 金沢ひかりライオンズクラブ | 200,000 | |
| | 金沢市と津幡町の子どもたちによるサッカーを通じた交流 | | |
| 14 | 白山市 あしたのきみに実行委員会 | 200,000 | |
| | 金沢市民、白山市民、野々市市民親子による合唱、工作、懇親会を通じた交流 | | |
| 15 | 内灘町 大徳公民館 | 42,000 | |
| | 大徳地区と内灘町の千鳥台地区の子ども達による、世界の凧の祭典を通じた交流 | | |
| 計 | | | 1,808,000 |

交流都市等との市民交流事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市市民と交流都市等の住民との相互の歴史、文化、芸術等についての理解を深め、及び広域的な連帯意識を育成するために行う交流活動の実施に要する費用に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 交流都市等 本市近隣の市町で本市と歴史的、文化的かつ経済的に密接なつながりのあるもの（以下「近隣市町」という。）及び本市と市民の相互交流に関する協定等を締結した市町等（以下「協定締結市町等」という。）のうち、別表第1に定める市町等をいう。

(2) 交流活動 本市の町会、婦人会等の住民団体及び文化団体（以下「町会等」という。）と交流都市等の住民とが、合同して、自主的に行う研修会、交歓会、スポーツ大会、文化芸術に関する発表会その他これらに類する活動で、相互の理解を深めると市長が認めるものをいう。

(補助金の交付等)

第3条 補助金は、交流活動を実施しようとする本市の町会等に対して、毎年度予算の範囲内で交付する。

第4条 補助金の額は、交流活動の実施に要する講師謝礼金、会場借上料、機材等借上料、施設利用料、消耗品費、食糧費、交通費その他の経費のうち、市長が適当であると認める経費の額の2分の1に相当する額以内の額（この額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その額は、1の町会等当たり1年度につき、別表第2の左欄に掲げる交流都市等の区分に応じ、同表の右欄に定める額を超えないものとする。ただし、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

(他の補助金等)

第5条 この要綱の規定による補助金の交付を受ける場合は、当該交流活動の実施について、本市の他の補助金等の交付を受けることができない。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1（第2条関係）

| | |
|---------|--|
| 近隣市町 | 白山市 かほく市 野々市市 津幡町 内灘町 富山市 高岡市 射水市 南砺市 氷見市 砺波市 小矢部市 大野市 勝山市 |
| 協定締結市町等 | 長野市 岡崎市 豊田市 高崎市 高山市 東京都板橋区 松本市 静岡市 那覇市 高松市 名古屋市中川区 富岡市 上越市 |

別表第2（第4条関係）

| 交流都市等の区分 | 限度額 |
|--|------|
| 白山市 かほく市 野々市市 津幡町 内灘町 富山市 高岡市 射水市 南砺市 氷見市 砺波市 小矢部市 大野市 勝山市 | 20万円 |
| 長野市 岡崎市 豊田市 高崎市 高山市 東京都板橋区 松本市 静岡市 那覇市 高松市 名古屋市中川区 富岡市 上越市 | 40万円 |

附 則

改正後の交流都市等との市民交流事業補助金交付要綱の規定は、平成20年7月1日以後に実施する交流活動に係る補助金について適用し、同日前に実施した交流活動に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の交流都市等との市民交流事業補助金交付要綱の規定は、平成22年4月1日以後に実施する交流活動に係る補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の交流都市等との市民交流事業補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日以後に実施する交流活動に係る補助金について適用する。

交流都市等との子ども交流事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の子どもたちと交流都市等の子どもたちとの相互の理解と友情を深め、及び幅広い視野を育成するために行う交流活動の実施に要する費用に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども会等 子ども会、スポーツクラブ、文化活動サークルその他これらに類する団体で、小学校又は中学校の児童生徒を主たる構成員とするものをいう。
- (2) 交流都市等 本市近隣の市町で本市と歴史的、文化的かつ経済的に密接なつながりのあるもの（以下「近隣市町」という。）及び本市と市民の相互交流に関する協定等を締結した市町等（以下「協定締結市町等」という。）のうち、別表第1に定める市町等をいう。
- (3) 交流活動 本市の子ども会等と、交流都市等の子どもたちが、合同して行う学習会、体験会、交歓会、スポーツ大会、文化芸術に関する発表会その他これらに類する活動で、相互の理解を深めると市長が認めるものをいう。

(補助金の交付等)

第3条 補助金は、交流活動を実施しようとする本市の子ども会等の保護者の代表者に対して、毎年度予算の範囲内で交付する。

第4条 補助金の額は、交流活動の実施に要する講師謝礼金、会場借上料、機材等借上料、施設利用料、消耗品費、食糧費、交通費その他市長が適当であると認める経費の額の3分の2に相当する額以内の額（この額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その額は、1の子ども会等当たり1年度につき、別表第2の左欄に掲げる交流都市等の区分に応じ、同表の右欄に定める額を超えないものとする。ただし、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

(他の補助金等)

第5条 この要綱の規定による補助金の交付を受ける場合は、当該交流活動の実施について、本市の他の補助金等の交付を受けることができない。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1（第2条関係）

| | |
|---------|--|
| 近隣市町 | 白山市 かほく市 野々市市 津幡町 内灘町 富山市 高岡市 射水市 南砺市 氷見市 砺波市 小矢部市 大野市 勝山市 |
| 協定締結市町等 | 長野市 岡崎市 豊田市 高崎市 高山市 東京都板橋区 松本市 静岡市 那覇市 高松市 名古屋市中川区 富岡市 上越市 |

別表第2（第4条関係）

| 交流都市等の区分 | 限度額 |
|--|------|
| 白山市 かほく市 野々市市 津幡町 内灘町 富山市 高岡市 射水市 南砺市 氷見市 砺波市 小矢部市 大野市 勝山市 | 20万円 |
| 長野市 岡崎市 豊田市 高崎市 高山市 東京都板橋区 松本市 静岡市 那覇市 高松市 名古屋市中川区 富岡市 上越市 | 40万円 |

附 則

改正後の交流都市等との子ども交流事業補助金交付要綱の規定は、平成20年7月1日以後に実施する交流活動に係る補助金について適用し、同日前に実施した交流活動に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の交流都市等との子ども交流事業補助金交付要綱の規定は、平成22年4月1日以後に実施する交流活動に係る補助金について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の交流都市等との子ども交流事業補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日以後に実施する交流活動に係る補助金について適用する。